



シリーズ
日本経済を考える

67

税・社会保険料による再分配効果の要因分解

財務総合政策研究所 財政経済計量分析室 研究員
小玉 高大*1

1. はじめに

日本の社会保障制度の維持には、家計の税・保険料負担の見直しが必須であるとされる中、税制・社会保障制度の変更が、再分配効果にどのような影響を及ぼすか評価することは重要である。日本の税制・社会保障制度がもたらす再分配効果について考察する研究は少なくないが、近年は家計の個票データを用いた取り組みが増えている(阿部2000、大石2006、府川2006、橋木・浦川2006、田中・四方2012、北村・宮崎2013、上村・足立2015)。これらの取り組みを通じて、年齢階層別に捉えると再分配効果は高齢層で効果が大きく、若年層で効果が小さいこと(北村・宮崎2013)、また給与所得税の再分配効果は1990年代以降低下していること(大石2006、橋木・浦川2006、北村・宮崎2013、上村・足立2015)、などが示された。

こうした中、再分配効果の要因分解を行う研究も進められている。第1に、税制・社会保障制度の再分配効果を年齢階層内要因と年齢階層間要因に分けて考察する取り組みもある(Oshio2002、大竹2005、小塩・浦川2008、小塩2009)。これらの取り組みを通じて、年齢階層別に捉えると再分配効果は高齢層に限定的であること、年齢階層

間所得移転効果が若年層では格差拡大に寄与し、高齢層では格差縮小に寄与していることが示された(小塩・浦川2008、小塩2009)。

第2に、所得税の再分配効果を税率要因と控除要因に分けて考察する取り組みもある(望月・野村・深江2010、Miyazaki and Kitamura2016)。望月・野村・深江(2010)は集計データを用い、主に勤労者以外の世帯(自営業世帯など)の申告所得税を対象とした分析により、所得税の再分配効果に与える影響は、税率効果の方が控除効果より大きく、また税率効果が低下傾向にあると主張している。一方、Miyazaki and Kitamura(2016)は、総務省『全国消費実態調査』(1984年度～2009年度)の個票データを利用し、より広範な世帯(勤労者世帯および勤労者以外の世帯)を対象としているほか、再分配効果を捉える際には税制のみの効果を捉えるための手法*2を採用している。そこでは、所得税の再分配効果が1984年～2009年にかけて低下していること、税率低下と控除拡大(課税ベース縮小)といった税制改革を通じて、税率による再分配効果はむしろ上昇し、控除による再分配効果は低下している、という主張がなされている。

日本における代表的な家計関連個票データとし

*1) 本稿の執筆にあたっては、信州大学の野太郎准教授、財務省財務総合政策研究所の松岡裕之総務研究部長、大関由美子財政経済計量分析室長、山崎丈史主任研究官、松本龍太郎研究員より貴重なご意見をいただいた。ここに記して感謝の意を表す。また、本稿で用いた『全国消費実態調査』のデータ提供については総務省統計局の関係各位にご協力頂いた。ここに記して心より感謝申し上げます。なお、本稿の内容や意見は全て筆者の個人的な見解であり、財務省及び財務総合政策研究所の見解を示すものではない。

*2) Miyazaki and Kitamura(2016)では、税制以外で格差指標に影響を与える要因をコントロールするために、fixed income approach(ある基準年の所得分布を固定したまま、各年度の税制を適用する手法)を採用している。

ては、厚生労働省『国民生活基礎調査』や、総務省統計局『家計調査』および『全国消費実態調査』が存在する。特に『家計調査』と『全国消費実態調査』は消費に関連する情報が豊富に含まれており、財政における消費税の重要性が高まっているとされる昨今において有用な統計と言える。しかし、『家計調査』および『全国消費実態調査』では、各世帯が支払った消費税額自体を調査しているわけではなく、また所得税・保険料等の非消費支出額についてもその調査対象は勤労者世帯・無職世帯に限られ、それ以外の世帯（自営業者など）は対象外である。さらに、大野ほか（2015）は『全国消費実態調査』では調査方法に基づく季節性の問題から家計が報告する所得税や社会保険料の負担額（以下、これを「記入値」と呼ぶ）が過小になっている可能性を指摘している*3。以上のことから、現状では調査票に記入された情報を用いただけでは、税・保険料負担の全体像を把握できない状態にある。

こうした状況に対して、『全国消費実態調査』を利用した先行研究では、調査票に記載された世帯属性や各世帯員の所得などの情報を利用し、世帯の構造に現実の制度に当てはめて税・保険料の負担額（以下、これを「理論値」と呼ぶ）を算出している。方法論的には、利用可能な変数（例えば世帯主・配偶者の職業や収入）から社会的な制度（例えば所得税率や各種控除）などを世帯ごとに適用して、新たな変数（例えば当該世帯の所得税額）を仮想的に構築するマイクロ・シミュレーションの手法と同じであり、調査対象となっていない世帯についても税・保険料負担額を推計することができる。こうした理論値は限られた情報から世帯ごとの税・保険料負担という個性の高い変数を推計することになるため、大きな測定誤差を含む可能性があり、その妥当性については検証が必要となる。この点について、Ohno and Kodama（2017）では『全国消費実態調査』（2009年度調査）の個票データを利用し、家計の

税・保険料負担額の理論値をマイクロ・シミュレーションによって推計した上で、各世帯が報告した記入値と推計された理論値の比較を通じて理論値の妥当性を検証している。その結果、季節性による影響が小さい住民税に注目すると、推計された理論値は記入値と平均的にはほぼ乖離がなく、誤差の分布も対世帯収入比3%程度の範囲に収まっていることが示され、理論値の妥当性が確認されたと結論付けている。

これまで、再分配効果の分析においては、複数年度のデータを用いた異時点間比較が盛んに行われているが、再分配効果の変化には、制度変更に伴う「制度変更要因」と、所得分布や人口構成の変化に伴う「非制度的要因」が同時に影響を及ぼしており、双方を分離して評価することが、税・社会保障制度改革の再分配効果への影響を分析する上で重要と考えられる。しかしながら、個票データの記入値は、その時々における両方の要因を反映したものとなっているため、これを使用する場合、双方の影響を分離して評価することが困難であるという問題があった。しかし、Ohno and Kodama（2017）により理論値の妥当性が示されたことで、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて、仮想的な制度変更の下での税・保険料の推計を行うことが可能となった。このことにより、データの調査年と税・社会保障制度の制度年を組み合わせ、それぞれのケースで税・社会保険料の理論値を算出し、比較することで、再分配効果の変化を制度変更要因と非制度的要因に分離して評価することができると考えられる。

そこで、本稿では『全国消費実態調査』の1999年度と2009年度の2年度分の個票データを利用し、データ年と制度年を入れ替えながら、家計の税・保険料負担額（所得税、住民税、消費税、年金保険料・健康保険料・介護保険料・雇用保険料）の理論値をマイクロ・シミュレーションによって推計する。その上で、1999年度を基準年、2009年度を比較年として、各シミュレーシ

*3) 『全国消費実態調査』の調査期間は9～11月の3か月間（二人以上世帯）であるため、期間外に得ている賞与などの収入に係る税・保険料負担額が調査票情報には含まれていないと考えられる。

ョンケースにおける税と社会保障負担の再分配効果を、年齢階層別に計測・比較することで、1999年度から2009年度までの再分配効果の変化を制度変更要因と非制度的要因に分解し、さらに各寄与を年齢階層毎に算出し、考察する。

以下、本稿の構成を述べる。まず2節では使用するデータ、及び税・保険料負担額の推計方法について説明する。3節では再分配効果の計測に利用する格差の指標と、要因分解の手法について説明し、分析結果を考察する。最後に4節で結論を述べる。

2. 計測方法

2.1 使用するデータ

本節では使用データと理論値の算出方法を示す。データは総務省『全国消費実態調査』の1999年度及び2009年度の個票データ（世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿A・B）を使用する。『全国消費実態調査』は5年おきに実施され、各世帯員について調査開始時点の属性（続柄、年齢、性別、就業状況等）や、過去1年間の収入、及び調査時期における消費支出・非消費支出額等を調査している。本稿では、税・保険料の理論値を用いて再分配効果の計測を行うため、理論値の算出に不可欠な世帯属性等の情報が不十分な世帯はサンプルから除外している*4。その結果、サンプル・サイズは1999年度で55,876世帯、2009年度で50,347世帯となった。

2.2 収入のデータについて

『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」においては、「世帯主」、「世帯主の配偶者」、「他の世帯員（65歳未満）」、「他の世帯員（65歳以上）」の年収が調査されており、「他の世帯員（65歳未満）」、「他の世帯員（65歳以上）」がそれぞれ複数人いる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のルールに従って

「他の世帯員（65歳未満）」、「他の世帯員（65歳以上）」の収入の按分を行った。

まず「勤め先からの年間収入」、「農林漁業収入」、「農林漁業以外の事業収入」、「内職などの年間収入」、「公的年金・恩給」、「企業年金・個人年金受取金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なっていると考えられる為、まず個人の収入が把握できる世帯主と世帯主の配偶者の収入データプールから、性別（男性・女性）毎に、年齢階層別（15～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳～）の平均収入を求める。次に、「その他の世帯員（65歳未満）」（または「その他の世帯員（65歳以上）」）の合計収入を、それぞれ的人数・年齢・性別に応じて、世帯主・世帯主の配偶者の収入データプールの平均収入の値によって按分する。たとえば、ある世帯に「その他の世帯員（65歳未満）」に含まれる世帯員が二人おり、それぞれ「36歳・男性」「28歳・女性」であったとすると、「36歳・男性」の勤め先からの年間収入Aは以下の計算式で推計される。

$$A = \alpha \times \beta_1 / (\beta_1 + \beta_2)$$

α ：当該世帯の「他の世帯員（65歳未満）」の「勤め先からの年間収入」合計

β_1 ：世帯主及びその配偶者の「30～39歳・男性」の「勤め先からの年間収入」全世帯平均

β_2 ：世帯主及びその配偶者の「20～29歳・女性」の「勤め先からの年間収入」全世帯平均

その他の世帯員（65歳未満）、その他の世帯員（65歳以上）がそれぞれ三人以上の場合も同様の方法により按分を行っている。

残りの「家賃・地代の年間収入」、「利子・配当金」、「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65歳未満）」、「その他の世帯員（65歳以上）」に該当する各世帯員数で頭割りすることとした。

*4) ここで除外しているのは、(1) 年齢が不詳である世帯員がいる世帯、(2) 単身赴任世帯、(3) 転出者がいる世帯である。

なお、15歳未満の世帯員については、按分の対象から除外している。

2.3 税・保険料理論値の推計

世帯員全員に収入を按分した後、現実の制度を適用して各世帯員の税・保険料負担額の理論値を推計する。ここで推計する税・保険料項目は、所得税・住民税・消費税・公的年金保険料・健康保険料・介護保険料・雇用保険料である*5。

所得税の理論値の算出に当たり社会保険料控除を適用することから、まず、社会保険料を推計する。社会保険料の推計においては、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを判断しなければならない。ここでは、公的年金、健康保険、介護保険、雇用保険の各制度において、年齢や職業等の情報を用いて世帯員ごとに加入制度の推定を行った上で、現実の保険料計算式を適用して保険料額（理論値）を求める。なお、各制度における保険料の減免・免除制度の対象者についてはすべて適用するものとしている。

次に、所得税・住民税理論値の推計を行う。税額は、収入に各種控除を適用した後の所得額に、税率を掛けることによって計算される。所得税法では所得が10の区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』により推計が可能である所得のみを扱う。ここで扱う所得は、給与所得・雑所得（ここでは「公的年金・恩給」と「企業年金・個人年金受取金」の合計額に公的年金等控除を適用した後の所得金額をいう）・事業所得・不動産所得である。これらの所得を合計して、合計所得を算出する。この合計所得から各種控除を差し引いて各世帯員の課税所得を計算した後、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率を適用し、各世帯員の所得税負担額と住民税負担額（理論値）を求める。なお、ここで適用する所得控除は、基礎控除・配偶者（特別）控除・扶養控除・社会保険料控除であり、具体的には次のように適用する。まず、合計所得から基礎控除と社会保険料控除を差し引いた後の金額を仮課税所得1とす

る。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得1が高い方の世帯員に配偶者（特別）控除を適用し、仮課税所得2を算出する。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得2が最大の世帯員に扶養控除を適用する。

最後に、消費税の理論値については、「家計簿A・B」の各世帯における消費支出額月平均から消費税の非課税対象項目の消費支出額月平均を差し引いた額を12倍し、所定の税率を乗じて算出する。なお、世帯消費額の個票データの数値は消費税を含んでいるので、今回は課税対象消費支出額に5/105を乗じて世帯の消費税負担額を算出した（1999年度、2009年度時点の消費税率はいずれも5%である）。

3. 再分配効果とその要因分解

3.1 再分配効果の内容

税・社会保障制度による再分配効果は、人々が当初に稼得する収入（以下、当初収入）に応じて、税・保険料の賦課及び保障給付の水準に差異を設けることによって発揮される。当初収入から税・保険料等の非消費支出を除き、社会保障給付を加えたものが可処分所得であるが、格差を何らかの数値指標で表せるとするならば、「可処分所得の格差」指標から「当初収入の格差」指標を引いたものを、税・社会保障制度の再分配効果と捉えることができる。ただし、本稿では税・社会保障料の「賦課」面の再分配効果（例えば累進税率など）のみに焦点を絞る（社会保障給付による再分配効果は本稿の対象外とする）ため、「可処分所得の格差」から、当初収入に社会保障給付を加えた「総収入の格差」を引いたものを再分配効果として評価する。なお、ここで考慮する賦課項目は、所得税・住民税・消費税・公的年金保険料・健康保険料・介護保険料・雇用保険料である。また、格差の指標としては平方変動係数（以下、SCV）を用い、再分配効果の計測を行う。所得の分散、平均を V 、 μ とすると、SCVは以下の式で

*5) 推計手法の詳細はOhno and Kodama (2017) を参照のこと。

表され、この値が大きいほど当該所得の格差が大きいということが言える。

$$SCV = \frac{V}{\mu^2}$$

本稿では、1999年度と2009年度の2年度において、データ年と制度年を入れ替えて計測を行う。この2年度の間での再分配効果の変化を計測するにあたり、まず同期間中の可処分所得の格差がどれだけ変化したかを考察する。

さらに、再分配効果変化の要因分解について、結論を先取りすると、1999年度と2009年度の可処分所得格差の変化は、(1) 総収入の格差変化、(2) 1999年時点の制度でも実現したはずの再分配効果（ビルトイン効果要因）、(3) 2009年時点の制度への変更によりさらに実現した再分配効果（制度変更要因）、の3つの要因に分解することができる。これを数式で表すと以下のとおりである。

データ年*i*の下で計算される総収入の格差(SCV)を $V(d_i)$ 、データ年*i*に制度年*j*を仮想的に当てはめた場合に計算される可処分所得格差(SCV)を $V^*(d_i, p_j)$ と表記するとしたとき、総収入の格差については $V(d_{1999})$ 、 $V(d_{2009})$ の2パターン、可処分所得の格差については $V^*(d_{1999}, p_{1999})$ 、 $V^*(d_{1999}, p_{2009})$ 、 $V^*(d_{2009}, p_{1999})$ 、

$V^*(d_{2009}, p_{2009})$ の4パターンが計測できる。さらに、データ年*i*と制度年*j*の下で得られる再分配効果を $RE_{i,j}$ とすると、

$$RE_{i,j} = V^*(d_i, p_j) - V(d_i)$$

となる。このとき、1999年度から2009年度にかけての可処分所得格差の変化分 $V^*(d_{2009}, p_{2009}) - V^*(d_{1999}, p_{1999})$ は、

$$\begin{aligned} V^*(d_{2009}, p_{2009}) - V^*(d_{1999}, p_{1999}) &= V(d_{2009}) - V(d_{1999}) \\ &+ \{V^*(d_{2009}, p_{1999}) - V(d_{2009})\} - \{V^*(d_{1999}, p_{1999}) - V(d_{1999})\} \\ &+ \{V^*(d_{2009}, p_{2009}) - V(d_{2009})\} - \{V^*(d_{2009}, p_{1999}) - V(d_{2009})\} \end{aligned}$$

$$= V(d_{2009}) - V(d_{1999}) \cdots (1)$$

$$+ (RE_{2009,1999} - RE_{1999,1999}) \cdots (2)$$

$$+ (RE_{2009,2009} - RE_{2009,1999}) \cdots (3)$$

と分解できる。上記の式の(1)が総収入の格差変化、(2)がビルトイン効果要因、(3)が制度変更要因にそれぞれ該当する。

先に述べたとおり、再分配効果は可処分所得格差から総収入格差を差し引いたものであるから、1999年度と2009年度の間での「再分配効果の変化分」は、両年度間の「可処分所得格差の変化分」から「総収入格差の変化分」を差し引くことで求められる。次節では、1999年度から2009

表1 記述統計

1999年度データの場合		総収入 (1999年度データ)		可処分所得 (1999年度データ/ 1999年度制度)		可処分所得 (1999年度データ/ 2009年度制度)		サンプル数
世帯数シェア		平均(万円)	標準偏差	平均(万円)	標準偏差	平均(万円)	標準偏差	
39歳以下	0.24	341.0	163.3	276.4	123.0	272.8	120.0	12864
40-64歳	0.52	458.8	281.2	369.7	202.9	358.9	196.0	31681
65歳以上	0.23	314.0	248.1	279.8	187.3	262.7	179.0	11331
全世帯	1.00	396.3	258.2	326.0	188.5	315.5	182.2	55876
2009年度データの場合		総収入 (2009年度データ)		可処分所得 (2009年度データ/ 2009年度制度)		可処分所得 (2009年度データ/ 1999年度制度)		サンプル数
世帯数シェア		平均(万円)	標準偏差	平均(万円)	標準偏差	平均(万円)	標準偏差	
39歳以下	0.21	332.1	165.5	265.1	121.1	268.1	124.3	8769
40-64歳	0.46	419.8	278.9	329.9	191.4	338.8	198.7	26089
65歳以上	0.33	295.7	238.4	249.9	167.7	266.2	175.9	15489
全世帯	1.00	360.8	252.3	290.1	175.2	300.2	181.7	50347

年度における格差変化の推移と、ビルトイン効果要因と制度変更要因が、それぞれどの程度再分配効果の変化に寄与していたのかを考察する。

3.2 分析結果

3.2.1 税・社会保険料全体の再分配効果

表1は1999年度、2009年度の年齢階層別の世帯数シェア及び、総収入と可処分所得の平均値と標準偏差を示している。なお、総収入と可処分所得はともに等価尺度による調整を行っている*6。10年間で人口構成において高齢化が進んでいるほか、全年齢階層で総収入・可処分所得が低下している姿が見て取れる。

表2は年齢階層別の総収入及び各シミュレーションケースにおける可処分所得の格差とその変化を示している。まず、1999年度と2009年度ともに、全年齢階層で総収入（表中では、1999年度は（b1）、2009年度は（b2））より可処分所得（表中では、1999年度は（b4）、2009年度は（b7））の格差の方が小さく、税・社会保険料が格差縮小効果を発揮していることが分かる。しかし、総収入における格差は全年齢階層で拡大しており、それに伴い、可処分所得の格差も拡大している。一方、可処分所得の格差から総収入の格差を引いたものが再分配効果であるため、総収入の

格差の拡大割合より、可処分所得の格差の拡大割合の方が小さければ、税・社会保険料は再分配効果（格差縮小効果）を高めているといえる。この表からは、全年齢階層で総収入の格差変化分と比較したときの可処分所得の格差変化分が小さくなっていることが見て取れ、この10年間で全体的に再分配効果が高まっていることが分かる。しかし、この表の結果からだけでは再分配効果が制度変更によって高まったのか、それ以外の要因で高まったのかは判別できず、制度変更の効果を正確に評価するためには要因分解が必要である。

表3は前節で説明した手法に基づき、可処分所得格差の変化分を「総収入格差変化分」、「ビルトイン効果要因」、「制度変更要因」の3要因に分解した結果を示している。制度変更要因の符号は39歳以下及び40歳～64歳の現役層で負である一方、65歳以上の高齢層で正となっている。つまり、税・社会保険料の制度変更は、現役層の格差縮小に寄与している一方、高齢層の格差を拡大していることになる。ただし、高齢層ではビルトイン効果要因の格差縮小効果が大きく、最終的には可処分所得の格差は殆ど拡大していない。全世帯ベースで見た場合、再分配効果の変化のうちほとんどはビルトイン効果要因で説明することができ、再分配効果の変化に占めるビルトイン効果要

表2 所得格差の推移

データ年 制度年	所得格差（総収入）			所得格差（可処分所得）					再分配効果
	1999	2009	変化分	1999	1999	2009	2009	変化分	変化分
	(b1)	(b2)	(b3)=(b2)-(b1)	(b4)	(b5)	(b6)	(b7)	(b8)=(b7)-(b4)	(b9)=(b8)-(b3)
39歳以下	0.229	0.248	0.019	0.198	0.194	0.215	0.209	0.011	-0.008
40-64歳	0.376	0.441	0.066	0.301	0.298	0.344	0.337	0.035	-0.030
65歳以上	0.624	0.650	0.026	0.448	0.464	0.437	0.450	0.002	-0.024
全世帯	0.424	0.489	0.065	0.334	0.333	0.366	0.365	0.031	-0.035

表3 再分配効果変化の要因分解

	所得格差 (可処分所得)		要因分解			再分配効果
	変化分	総収入格差 変化分	ビルトイン効果 要因	制度変更 要因	変化分	
39歳以下	0.011	0.019	-0.002	-0.006	-0.008	
40-64歳	0.035	0.066	-0.023	-0.007	-0.030	
65歳以上	0.002	0.026	-0.037	0.013	-0.024	
全世帯	0.031	0.065	-0.033	-0.001	-0.035	

*6) ここでは、世帯人員数の平方根で総収入・可処分所得額を除いた値を用いている。

因の寄与は大きいことがわかる。

3.2.2 個別税目・保険料の再分配効果

表4・表5は個別項目（所得税・住民税・消費税・年金保険料・健康保険料・介護保険料）*7でそれぞれ再分配効果の変化について要因分解を行った結果をまとめたものである。なお、ここでいう可処分所得とは、総収入から個別の税・保険料項目のみを差し引いたものである。それぞれの項目によって、再分配効果の変化分、要因の寄与は異なるが、所得税における計測結果を見ると、ピ

ルトイン効果要因、制度変更要因ともに高齢層の方が若年・中年層よりも格差縮小効果が大きいことが分かる。他方、住民税では、制度変更要因が中年層、高齢層で格差拡大効果を示しており、所得税の格差縮小効果を打ち消している。この間の制度変更としては、地方への税源移譲に伴い、応益原則の重視を狙いとした住民税の比例化と、所得税の累進化が同時に行われており、この改正が両税の対照的な再分配効果の動きをもたらしている可能性がある。消費税においては1999年度から2009年度の間に制度変更は為されていない

表4 個別項目の要因分解（税）

		所得格差 (可処分所得)		要因分解		再分配効果
		変化分	総収入格差 変化分	ビルトイン効果 要因	制度変更 要因	変化分
所得税	39歳以下	0.021	0.019	0.004	-0.002	0.002
	40-64歳	0.046	0.066	-0.012	-0.008	-0.020
	65歳以上	-0.017	0.026	-0.031	-0.013	-0.043
	全世帯	0.039	0.065	-0.018	-0.008	-0.026
住民税	39歳以下	0.019	0.019	0.000	0.000	0.000
	40-64歳	0.069	0.066	-0.007	0.010	0.003
	65歳以上	0.029	0.026	-0.011	0.014	0.003
	全世帯	0.066	0.065	-0.009	0.010	0.001
消費税	39歳以下	0.019	0.019	0.000	0.000	0.000
	40-64歳	0.068	0.066	0.003	0.000	0.003
	65歳以上	0.028	0.026	0.002	0.000	0.002
	全世帯	0.068	0.065	0.003	0.000	0.003

表5 個別項目の要因分解（保険料）

		所得格差 (可処分所得)		要因分解		再分配効果
		変化分	総収入格差 変化分	ビルトイン効果 要因	制度変更 要因	変化分
年金保険料	39歳以下	0.012	0.019	-0.004	-0.004	-0.007
	40-64歳	0.058	0.066	-0.001	-0.007	-0.008
	65歳以上	0.028	0.026	0.003	-0.001	0.002
	全世帯	0.055	0.065	-0.004	-0.006	-0.010
健康保険料	39歳以下	0.016	0.019	-0.003	0.000	-0.003
	40-64歳	0.063	0.066	-0.002	-0.001	-0.003
	65歳以上	0.035	0.026	-0.001	0.010	0.009
	全世帯	0.065	0.065	-0.003	0.002	0.000
介護保険料	39歳以下	0.019	0.019	0.000	0.000	0.000
	40-64歳	0.068	0.066	0.000	0.002	0.002
	65歳以上	0.047	0.026	0.000	0.021	0.021
	全世帯	0.071	0.065	0.000	0.006	0.006

*7) 雇用保険料については再分配効果への寄与が極めて小さいため、ここでは割愛する。

め、制度変更要因はゼロである。各種保険料項目においては、まず年金保険料で制度変更要因が全年齢階層で格差縮小に寄与している一方、健康保険料では、高齢層において、制度変更要因の格差拡大効果が現れている。この期間の大きな制度変更としては、後期高齢者医療保険制度の導入がある。介護保険料については、1999年当時は導入未済であったため、ビルトイン効果要因は現れず、制度変更要因のみが再分配効果の変化に寄与している。こちらも健康保険料と同様に、高齢層において格差拡大効果が現れている。ただし、健康・介護保険料は主な受益者も高齢層であるため、受益を考慮に入れないまま、制度の再分配効果への影響を正しく評価することができない点には留意が必要である。

本研究では個別の税目・保険料項目の再分配効果の要因分解を行ったが、マイクロ・シミュレーションの手法を用いれば、税率や控除の構造といった制度の特定箇所での改正による再分配効果への寄与も計測できると思われる。この点については今後の研究課題としたい。

4. 終わりに

再分配政策の効果を正しく評価するためには、再分配効果の変化には様々な要因が複合的に影響を及ぼすということを理解することが重要である。本稿では、『全国消費実態調査』個票データを用いたマイクロ・シミュレーションにより、1999年度から2009年度までの税・社会保険料の再分配効果の変化を計測するとともに、制度変更要因と非制度的要因とに再分配効果変化の要因分解を行った。

分析の結果として、1999年度から2009年度の間、総収入の格差拡大が進む中で、税・社会保険料の発揮する格差縮小効果は高まっていたこと、全世帯ベースではビルトイン効果要因による格差縮小への寄与が大きいと、若年層・中年層では制度変更が格差縮小に一定程度寄与していたことが示された。また、個別の税・保険料項目についても再分配効果の計測と要因分解を行ったところ、所得税の制度変更要因が中・高齢層を中心に

格差縮小効果を示すのに対して、住民税では、制度変更要因が逆に格差拡大効果を示し、所得税の効果打ち消していたこと、健康・介護保険料の制度変更は主に高齢層の格差拡大をもたらしていたことが示唆された。

なお、税・社会保障制度の再分配効果は、本来受益面も含めて評価されるべきものである。特に、制度変更により保険料の追加負担が発生し、格差拡大効果が見られた高齢層においては、受益も追加的に発生していることを考えると、賦課面のみに焦点を当てている本稿の計測結果は、税・社会保障制度改革全体の評価をするには限定的な材料を示しているに過ぎないことには留意が必要である。今後、受益・負担の両面から更なる研究が為されることを期待したい。

参考文献

- [1] 阿部彩 (2000) 「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」『季刊社会保障研究』36 (1), pp.67-80
- [2] 上村敏之・足立泰美 (2015) 『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社
- [3] 大石亜希子 (2006) 「所得格差の動向とその問題点」, 貝塚啓明・財務総合政策研究所 (編著) 『経済格差の研究: 日本の分配構造を読み解く』中央経済社
- [4] 大竹文雄 (2005) 『日本の不平等: 格差社会の幻想と未来』日本経済新聞出版社
- [5] 大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学 (2015) 「家計の税・社会保険料の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp.40-58
- [6] 小塩隆士 (2009) 「社会保障と税制による再分配効果」, 国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会
- [7] 小塩隆士・浦川邦夫 (2008) 「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44 (3), pp.278-289
- [8] 北村行伸・宮崎毅 (2013) 『税制改革のミクロ実証分析: 家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店
- [9] 橋木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会
- [10] 田中聡一郎・四方理人 (2012) 「マイクロシミュレーションによる税・社会保険料の推計」, ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ第25号, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構
- [11] 府川哲夫 (2006) 「世帯の変化と所得分配」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫 (編著) 『日本の所得分配: 格差拡大と政策の役割』, 東京大学出版会
- [12] 望月正光・野村容康・深江敬志 (2010) 『所得税の実証分析: 基幹税の再生を目指して』日本経済評論社
- [13] Miyazaki, T. and Y. Kitamura (2016),

"Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009" , *FinanzArchiv*, 72 (3), pp334-368

- [14] Ohno, T. and Kodama, T. (2017), "Estimation of Tax and Social Insurance Burden on Households : Verification of the Validity and Assessment of Actual Status," PRI Discussion Paper Series No.17A-02.
- [15] Oshio, T. (2002), "Intra-age, Inter-age and Lifetime Income Redistribution," *Journal of Population and Social Security* 1 (1), pp.36-49